議案第７２号

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年守谷市条例第２３号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和　５　年１１月２８日　提　　出

守谷市長　　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議案	頁数
７２号	１

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年守谷市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４号を第５号とし，第３号を第４号とし，第２号の次に次の１号を加える。

（３）個人番号利用事務　法第２条第１０項に規定する個人番号利用事務をいう。

第２条に次の２号を加える。

（６）特定個人番号利用事務　法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（７）利用特定個人情報　法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。

第４条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め，同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に，「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め，同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第５条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に，「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附　則

この条例は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。

議案	頁数
７２号	2

提案理由（議案第７２号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、引用した語句に改正が生じることから、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
７２号	３

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（定義）	（定義）
第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
（１）及び（２）（略）	（１）及び（２）（略）
（３）個人番号利用事務　法第２条第１０項に規定する個人番号利用事務をいう。	（新設）
（４）（略）	（３）（略）
（５）（略）	（４）（略）
（６）特定個人番号利用事務　法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。	（新設）
（７）利用特定個人情報　法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。	（新設）
（個人番号の利用範囲）	（個人番号の利用範囲）
第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は，別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。	第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は，別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。
２　（略）	２　（略）
３　市長又は教育委員会は，特定個人番号利用事務	３　市長又は教育委員会は，法別表第２の第２欄に掲げ

議案 ７２号

頁数 4

参考資料

を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。	る事務を処理するために必要な限度で同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。
４　（略）	４　（略）
（特定個人情報の提供）	（特定個人情報の提供）
第５条　法第１９条第１１号の条例で定める特定個人情報を提供できる場合は，市長が教育委員会に対し，又は教育委員会が市長に対し，特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において，市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。	第５条　法第１９条第１１号の条例で定める特定個人情報を提供できる場合は，市長が教育委員会に対し，又は教育委員会が市長に対し，法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において，市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。
２　（略）	２　（略）